

厚真町ふるさと住民担い手活動実施要領

（目的）

第1条 この要領は、総務省が令和8年3月27日に策定した「ふるさと住民登録制度」ガイドラインに基づき、ふるさと住民制度における担い手活動について、担い手活動の認定、自治体指定プロジェクトの指定、実施及び報告に関し必要な事項を定め、地域住民と関係人口等との交流を通じた地域課題の解決及び人材の好循環を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 担い手 町外に居住する者であって、町内において担い手活動を行う個人をいう。
ふるさと住民登録制度においてプレミアム登録を目指す者を含む。
- (2) 担い手活動 担い手が、町内において地域住民等との交流を伴いながら、地域のために行う活動をいう。
- (3) 公的制度活用 国、地方公共団体その他公的な主体が設ける制度に基づき委嘱等を受けて行う担い手活動の枠組みをいう。対象となる制度は別表1に定める。
- (4) 自治体指定プロジェクト 有償で行われる活動その他町が戦略的に認める活動について、町が指定するプロジェクトの枠組みをいう。
- (5) 受入事業者等 担い手活動を実際に受け入れる集落、団体、事業者等をいう。
- (6) 申請者 担い手活動の認定を申請する者をいい、受入事業者等のほか、担い手本人が自ら活動を起案して申請する場合を含む。

（活動の要件）

第3条 担い手活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、自治体指定プロジェクトに基づく活動及び公的制度活用については、この限りでない。

- (1) 町内において行われる無償活動であること。
- (2) 地域の担い手不足への対応に資する活動であること。
- (3) 地域課題の解決又は活性化に寄与すること。
- (4) 地域住民等との交流を伴うこと。
- (5) 交流の時間を含め、数時間以上にわたる活動であること。ただし、専門的な知識又は技能を生かす場合その他町長が認める場合は、短時間の活動であってもこの限りでない。

（対象としない活動）

第4条 次の各号のいずれかに該当する活動は、自治体指定プロジェクトに基づく活動であるかどうかにかかわらず、担い手活動として認定しない。

- (1) 専ら事業者の利益を目的とする活動又は営利を主たる目的とする活動
- (2) 担い手が本来の業務として受託し、対価を得て遂行する業務そのものである活動
- (3) 地域住民等との交流を伴わない活動
- (4) 6 か月以上の雇用契約に基づく勤務又は週 5 日以上 of 常勤的な就労に該当する活動

(自治体指定プロジェクトの指定)

第 5 条 町長は、有償で行われる活動その他町が戦略的に認める活動について、自治体指定プロジェクトとして指定することができる。当該活動には、例えば次に掲げるものその他これらに類する活動が含まれる。

- (1) 短期の契約により行われ、組織との雇用関係が強くない就業（すきまバイト等）
- (2) 有償ボランティア
- (3) 地域おこし協力隊インターンとして行う活動
- (4) 担い手が町内で起業して行う活動
- (5) 町外拠点の企業等に所属する担い手が、当該企業等の活動の一環として町内で行う地域貢献活動
- (6) その他町長が認める活動

2 自治体指定プロジェクトの指定は、次の各号のいずれかの分野に合致するものについて行う。

- (1) 人を育て、呼び込むまちづくり（人材育成、教育、関係人口の創出・拡大）
- (2) 人のつながり・支え合いづくり（協働、コミュニティ活動、子育て支援）
- (3) 地域の仕事・産業を元気にする（共創、新規事業創出、付加価値向上、DX 化）
- (4) 安心して暮らせるまちづくり（福祉・医療、交通、防災、インフラ維持、エネルギー）
- (5) 官民で作る、より良い行政（官民連携による公共サービス効率化）

3 自治体指定プロジェクトは様々な主体が利用できる枠組みであることから、当該枠組みを利用して担い手活動を行う場合は、第 9 条の規定による認定申請を行わなければならない。この場合における認定申請は、活動の実施内容を確認するために行うものとし、第 3 条の要件審査を要しない。ただし、同条第 4 号に定める地域住民等との交流を伴うことについては、要件として審査する。

(自治体指定プロジェクトの指定手続)

第 6 条 自治体指定プロジェクトの指定を希望する団体等は、様式第 1 号により町長に申請することができる。町の発意による指定も、これを妨げない。

2 町長は、自治体指定プロジェクトの指定の可否を様式第 2 号により通知する。

3 電磁的方法（アプリ等）による自治体指定プロジェクトの指定通知は、書面による通知とみなす。

(自治体指定プロジェクトの指定期間)

第7条 自治体指定プロジェクトの指定の有効期間は、指定の日から起算して3年とする。

- 2 指定期間の満了後も引き続き自治体指定プロジェクトの指定を受けようとする場合は、期間満了前に様式第1号により再申請を行うものとする。
- 3 町長は、自治体指定プロジェクトの指定を行ったプロジェクトの名称及び概要を町のホームページ等で公表する。

(自治体指定プロジェクトの指定の取消)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自治体指定プロジェクトの指定を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の分野要件を欠くに至ったとき。
 - (2) 申請内容に虚偽があったとき。
 - (3) 指定後相当期間にわたり活動の実績がないとき。
- 2 前項の規定により自治体指定プロジェクトの指定を取り消す場合は、様式第3号により通知する。
 - 3 電磁的方法（アプリ等）による自治体指定プロジェクトの取消通知は、書面による通知とみなす。

(担い手活動の認定申請)

第9条 担い手活動を行おうとする受入事業者等は、担い手活動認定申請書（様式第4号）により町長に認定申請する。ただし、第2条第3号に定める公的制度活用に係る活動は、担い手活動の認定申請を要しない。

- 2 担い手本人が自ら活動を起案して申請する場合も、前項の認定申請を行うことができる。この場合において、申請者は担い手本人とする。
- 3 担い手活動の認定申請は、同一年度内の同一活動について一つの認定申請によりまとめて行うことができる。年度をまたぐ場合は、改めて認定申請を行うものとする。
- 4 電磁的方法（アプリ等）による認定申請は、書面による認定申請とみなす。

(担い手活動の認定審査)

第10条 町長は、認定申請された活動について第3条の要件を審査する。

- 2 自治体指定プロジェクトに係る活動の認定審査については、第5条第3項の規定によるものとする。

(担い手活動の認定及び非認定の通知)

第11条 町長は、担い手活動の認定審査の結果、要件を満たすと認めたときは担い手活動を認定し、様式第5号により通知する。

- 2 要件を満たさないと認めたときは担い手活動を認定せず、その理由を付して様式第5号により通知する。

3 電磁的方法（アプリ等）による認定及び非認定の通知は、書面による通知とみなす。

（担い手活動の認定の取消）

第 12 条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、担い手活動の認定を取り消すことができる。

- （1） 第 3 条の要件を欠くに至ったとき（自治体指定プロジェクトに係る活動にあっては、当該活動が指定されたプロジェクトの枠組みに該当しなくなったと認めるとき）。
- （2） 申請内容に虚偽があったとき。
- （3） 活動の実態が認定内容と著しく乖離しているとき。

2 前項の規定により担い手活動の認定を取り消す場合は、様式第 6 号により通知する。

（活動の実施）

第 13 条 担い手活動の認定を受けた受入事業者等及び担い手は、認定内容に従い活動を実施する。

2 活動に伴う傷害保険等への加入及びその費用負担については、あらかじめ関係者間で明確にし、担い手活動参加者に伝達するものとする。

（実績報告）

第 14 条 受入事業者等は、担い手活動の認定に係る活動が終了したときは、当該活動の終了の日から起算して 30 日以内に、様式第 7 号により町長に実績報告を行う。ただし、公的制度活用に係る活動については、この限りでない。

2 実績報告には、活動の写真及び地域住民等との交流の有無その他町長が定める事項を記載する。

3 実績報告を正当な理由なく行わなかった場合、又は虚偽の報告を行った場合は、以後の担い手活動の認定を行わないことがある。

4 公的制度活用に係る活動の実施及び実績報告については、当該公的制度の根拠となる要綱その他の規定（厚真町地域活性化起業人設置要綱等）の定めるところによる。

（委任）

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この要領は、令和 8 年 8 月 17 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

公的制度活用	副業型・シニア型地域活性化起業人
	その他町長が認めたもの

様式第1号（第6条）

ふるさと住民担い手活動自治体指定プロジェクト指定申請書

年 月 日

厚真町長

住所

申請者 団体名

代表者名

厚真町ふるさと住民担い手活動実施要領に基づき、以下の通り申請します。

項目		内容
1	プロジェクト名	
2	活動内容	<目的> <担い手活動内容> ※有償性
3	活動区分 (例示・いずれか)	☐ すきまバイト等 ☐ 有償ボランティア ☐ 地域おこし協力隊インターン ☐ 町内で起業して行う活動 ☐ 企業等の活動の一環として町内で行う地域貢献活動 ☐ その他これらに類する活動（ ）
4	活動分野 (いずれかに合致)	☐ 人を育て、呼び込むまちづくり ☐ 人のつながり・支え合いづくり ☐ 地域の仕事・産業を元気にする ☐ 安心して暮らせるまちづくり ☐ 官民で作る、より良い行政
5 ※	厚真町民との 交流の組み込み	☐ 以下の交流を実施する ①対話・打合せ ②食事会・懇親会 ③協働がある、④教わる・教える ⑤連絡先の交換・事後の連絡 ☐ その他の交流を実施する（ ）

※ 町民との交流に特徴があり自治体指定プロジェクトに申請する場合に記載すること。
 そうでない場合には省略が可能。

様式第 2 号（第 6 条関係）

ふるさと住民担い手活動自治体指定プロジェクト指定可否通知書

年 月 日

団体名

代表者名

厚真町長

令和 年 月 日付で申請のありました下記のプロジェクトについて、厚真町ふるさと住民担い手活動実施要領第 6 条の規定により審査した結果を下記の通り通知します。

記

1 プロジェクト名称

2 審査結果 ☐ 指定する ☐ 指定しない

3 指定する場合の事項

(1) 指定する期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（3 年間）

(2) 指定番号

(3) 備考（条件・留意事項等）

4 不指定の場合の理由

以上

様式第 3 号（第 8 条関係）

自治体指定プロジェクト指定取消通知

年 月 日

団体名
代表者名

厚真町長

令和 年 月 日付で申請のありました下記のプロジェクトについて、厚真町ふるさと
住民担い手活動実施要領第 8 条の規定により指定を取り消す。

- 1 プロジェクト名称
- 2 指定取り消し日
- 3 指定取り消し理由

様式4号（第10条関係）

厚真町担い手活動認定申請書

年 月 日

厚真町長 様

住所
申請者 団体名(主催者)
代表者名

厚真町ふるさと住民担い手活動実施要領に基づき、以下のとおり申請します。

項目		申請内容
1	活動区分	☐ 自治体指定プロジェクト（指定番号 ） ☐ 一般
2	活動名	
3	実施日・期間、 1日の活動時間	
4	活動場所・内容	
5 ※	要件確認	☐ 担い手不足に資する ☐ 公共性・地域貢献がある ☐ 地域課題解決・活性化に寄与する
6	厚真町民との 交流の組み込み	☐ 以下の交流を実施する ①対話・打合せ ②食事会・懇親会 ③協働がある、④教わる・教える ⑤連絡先の交換・事後の連絡 ☐ その他の交流を実施する（ ）
7	地域の協力者 (団体名・氏名)	
8	保険の加入状況	☐ 主催者が責務を負い、賠償責任保険等に対応する。 ☐ 参加者自身が損害保険に加入し、自己の責務に対応する。 ☐ その他（ ）
9 ※	関わり方の確認	☐ 6か月以上・週5勤務等の常勤に該当しない ☐ 対価を得て遂行する受託業務そのものに該当しない
10	プロジェクトの 主催責任者・担当者	主催者名 責任者名 電話番号（ ） 担当者名 電話番号（ ）

・活動区分が指定プロジェクトの場合、※印の項目を省略できる。

様式第5号（第12条関係）

厚真町担い手活動認定（非認定）通知書

年 月 日

様

厚真町長

年 月 日付けで提出のありました厚真町担い手活動認定申請について、下記のとおり通知します。

記

- 1 活動名
- 2 審査結果 ☐認定 ☐非認定
- 3 認定する場合の条件・留意事項等
- 4 非認定の場合の理由

以上

様式第 6 号（第 13 条関係）

担い手活動認定取消通知

年 月 日

団体名
代表者名

厚真町長

令和 年 月 日付で申請のありました下記の担い手活動について、厚真町ふるさと住民担い手活動実施要領第 13 条の規定により指定を取り消す。

- 1 担い手活動名
- 2 認定取り消し日
- 3 認定取り消し理由

様式第 7 号（第 15 条関係）

厚真町担い手活動実績報告書

年 月 日

厚真町長 様

住所
申請者 団体名(主催者)
代表者名

厚真町ふるさと住民担い手活動実施要領に基づき、以下の通り報告します。

項目		報告内容
1	活動名	
2	活動実施日	
3	参加人数	
4	活動の様子	※写真添付
5	地域住民等との 交流内容、 参加者の意見、 エピソード等	